

第8回 非財務情報の開示指針研究会 事務局資料（別紙）

2022年5月

経済産業省 経済産業政策局

産業資金課・企業会計室

【注】本資料に引用しておりますIFRS財団公表物は、IFRS財団の著作物となります。複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

このため、本資料で使用しておりますIFRS財団公表物につき、二次引用・転載等をご遠慮ください。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

2. S1基準案別添C（有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性）と概念フレームワークの関係

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

①「経営者による説明」検討のタイムライン

- 「経営者による説明」の改訂は2017年11月にプロジェクトがIFRS財団の作業計画に追加された後、コンサルテティブ・グループの2019年12月までの議論を経て、2021年5月に公開草案が公表されている。
- 一方、IFRS財団のISSB設置に至る一連の動きの背景には、2020年以降に進んだ非財務情報開示指針設定主体の統合や、欧州における開示基準の検討等が含まれる。このことから、「経営者による説明」の改訂の背景にある議論と、状況を異にしている部分が含まれる。

年月	「経営者による説明」に関連する動き	ISSB基準に関連する動き
2017年11月	記述的報告における動向についての初期的なリサーチを実施後、改訂プロジェクトをIFRS財団の作業計画に追加	
2018年9月	経営者による説明のコンサルテティブ・グループの初回会合を開催（～2019年12月まで開催）	
2020年9月		サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置に関するパブリック・コンサルテーションを開始
2021年3月		ISSB設置に向けたテクニカル・レディネス・ワーキング・グループを設置
2021年4月		ISSB設置に向けた定款改訂案に対する意見募集を開始
2021年5月	公開草案公表	
2021年11月	公開草案コメント期日	ISSB設立表明、基準のプロトタイプを公表
2022年3月	IASBボードミーティングでコメントについて議論（～4月）	ISSB基準の公開草案を公表
2022年7月		コメント募集締め切り（予定）

（資料）IFRS財団公表資料より経済産業省作成

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

②「経営者による説明」改訂の背景（1）全体的な背景

- 「経営者による説明」改訂の背景には、ESG又はサステナビリティ事項に関するテーマを含む、企業報告に関する多様な要求事項・ガイドラインの制定がある。その上で、「経営者による説明」はこれらガイドライン等に準拠するために、企業が開示する情報の適切な記載場所になると考えている。

結論の根拠：BC3項、BC84項

BC3 2010年実務記述書の公表以来、多くの法域及び機関が、経営者による説明若しくは類似した報告書の作成に関する要求事項若しくはガイドライン、又は記述的報告の諸側面（例えば、環境・社会・ガバナンス（ESG又はサステナビリティ）事項に関する報告）を扱う詳細なテーマ固有若しくは業種固有の要求事項及びガイドラインを公表してきた。これらの進展は、

- (a) 財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすことを意図した革新をもたらした。しかし、
- (b) 複雑で混乱を招く報告の領域を生じさせた。そこでは企業は、
 - i. 全般的な要求事項のみを定めている国内の法令を適用することを要求されているが、当該要求事項を満たす経営者による説明を作成するのに役立つためのより多くのガイダンスを望んでいるという場合がある。
 - ii. 経営者による説明を作成するにあたり、さまざまな代替的なテーマ固有又は業種固有の要求事項及びガイドライン（その中には、投資者及び債権者以外の利用者に有用である情報を提供するように設計されているものがある）を適用できるのかどうか及びどのように適用できるのか不明確である場合がある。

BC84 BC3項で述べたように、多くの法域及び機関が、テーマ固有若しくは業種固有の要求事項又はガイドラインを、環境的及び社会的事項、その他のサステナビリティ関連のテーマ又は記述的報告の他の側面について公表している。当審議会の考えでは、経営者による説明は、そうした要求事項及びガイダンスに準拠するために開示する必要のある情報の適切な記載場所であろう。

- (a) 当該情報の一部が投資者及び債権者にとって重要性がある場合、当該情報を経営者による説明において提供することは、本実務記述書の目的ベースの要求事項を満たすのに役立つであろう。
- (b) 当該情報の残りの部分が投資者及び債権者にとって重要性がない場合、企業は、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で当該情報を表示するのであれば、依然として当該他の情報を経営者による説明で提供することができる（13.18項参照）。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

②「経営者による説明」改訂の背景（2）ESG事項を取り上げた背景

- 事前のリーサーチ結果から、公開草案では企業が価値を創出しキャッシュ・フローの生成能力に益々大きな影響を与えており、投資者及び債権者にとって関心が増大しているESG事項等について十分な情報が提供されていないとの見解を提示。この見解に基づき、ESG事項等に関して提供する情報のガイダンスを付録Bとして提案。

結論の根拠：BC5項、BC12項、BC82項

- BC5 しかし、当審議会のリーサーチは、経営者による説明が必ずしも投資者及び債権者に彼らが必要としている情報を提供していないことを示している。実務において識別された欠陥には、経営者による説明が次のようであることが含まれる。
- d. 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力にますます多くの影響を与えていて、投資者及び債権者にとって関心が増大している事項（無形の資源及び関係やESG事項など）に関して不十分な情報しか提供していない。
- BC12 当審議会は、BC5項で識別した実務における欠陥のうち2つに関して、懸念が増大していることを聞いた。短期的な事項以外に焦点が当たっていないことと、無形の資源及び関係並びにESG事項に関して十分な情報を提供できていないことである。企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びにESG事項について、経営者による説明に含める必要がある情報を経営者が識別するのに役立つため、当審議会は、改訂実務記述書の付録において、経営者がどのような情報をこれらの事項について提供する必要があるのかを決定するにあたり、考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示すことを提案している（BC82項からBC84項及び実務記述書案の付録Bの案を参照）。
- BC82 BC12項で述べたように、本プロジェクトを開始した理由の1つは、投資者及び債権者にとって特定の関心のある相互に関連した事項（すなわち、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びにESG事項）についてどのような情報を提供すべきかを経営者が識別するのに役立つことであった。本実務記述書案の付録Bは、どのような情報をこれらの事項に関して提供する必要があるかの決定にあたり経営者が考慮する必要がある可能性の高い、本実務記述書全体を通じての要求事項及びガイダンスの概要を示している。当審議会が提案している目的ベースのアプローチは、これらの事項に関して提供すべき情報の規範的なリストを含んでおらず、経営者による説明に当該事項に関して企業に固有で投資者及び債権者にとって重要性がある情報を含めることを意図している。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

③「経営者による説明」公開草案の質問（1）ESG事項に関する質問

- 前頁の背景に基づき、別紙Bに整理した「長期的な見通し、無形の資源及び関係並びにESG事項」に関する本実務記述書のアプローチ（要求事項及びガイダンス）の概要に関して、公開草案では質問が提示されている。

公開草案の質問：Q8

本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、企業の長期的な見通し、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に影響を与える可能性のある事項に関する報告に適用されることになる。付録Bは、そうした事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり経営者が考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示している。付録Bはまた、記述している事実パターンにおいてどの事項が主要でありどの情報に重要性があるのかを識別するにあたり、経営者が当該要求事項及びガイダンスをどのように考慮する可能性があるのかを示す例も示している。BC82項からBC84項は、このアプローチについての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) 本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、投資者及び債権者が次のことに関して必要とする重要性がある情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。
- i. 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項
 - ii. 無形の資源及び関係
 - iii. 環境的及び社会的事項
- 賛成又は反対の理由は何か。提案している要求事項及びガイダンスが、経営者が当該情報を識別するための適切かつ十分な基礎を提供しないであろうと予想する場合には、どのような代替的又は追加的な要求事項又はガイダンスを提案するか。
- (b) そうした事項に適用される要求事項及びガイダンスの提案について他に何かコメントがあるか。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

③「経営者による説明」公開草案の質問（2）ISSBに関する取組の質問

- 「経営者による説明」の公開草案では、「経営者による説明」をISSBの基準を適用できる可能性があり、検討にあたって進捗を考慮している。その上で、今後の考慮事項を質問している。

公開草案：IN17項-IN18項

IN17 当審議会は、企業は本実務記述書をサステナビリティ事項などの特定のテーマを扱う記述的報告の要求事項及びガイドラインと組み合わせて適用することができるかと予想している。

IN18 IFRS財団の評議員会は、財団がサステナビリティ報告基準の開発において役割を果たすべきかどうかを検討している。2021年4月に、評議員会は、財団がIFRSサステナビリティ基準を設定するための審議会を創設することを可能にするために財団の定款を修正するという提案を公表した。将来において、企業は当該審議会が公表した基準を本実務記述書に準拠するために必要となる情報の一部を識別するのに役立つために適用することができる可能性がある。

結論の根拠：BC13項-BC14項

BC13 BC84項で説明するように、当審議会は、企業は改訂実務記述書を、他の団体又は機関が公表した、環境、社会又は他のサステナビリティ事項などの具体的なテーマを扱った記述的報告の要求事項又はガイドラインと組み合わせて適用することができるかと予想している。経営者による説明は、企業の経営者が他の要求事項又はガイドラインを適用して識別し、かつ、経営者による説明の文脈において投資者及び債権者にとって重要性がある環境的及び社会的事項に関する情報の適切な場所となり得る。

BC14 IFRS財団の評議員会（評議員会）は、財団がサステナビリティ報告基準の開発において役割を果たすべきかどうかを検討している。2021年4月に、評議員会は公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款的を絞った修正案」を公表した。この修正案は、財団がIFRSサステナビリティ基準を設定するための審議会を設置することを可能にする。将来において、企業は、本実務記述書に準拠するために必要な情報の一部を識別するのに役立つため、当該審議会が公表した基準を適用できる可能性がある。当審議会は、本公開草案に対して受け取るフィードバックについて議論する際に、評議員会の作業の進展を考慮する。

公開草案の質問：Q9

BC13項からBC14項は、IFRS財団の評議員会が、財団がサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置することを可能にするために財団の定款を修正する提案を公表した旨を説明している。将来において、企業はその新しい審議会が公表する基準を、本実務記述書に準拠するために必要となる環境的及び社会的事項に関する一部の情報を識別するのに役立つために適用することができる可能性がある。

評議員会の計画に関連して、当審議会が本実務記述書を最終確定するにあたり考慮すべきであると回答者が考える事項はあるか。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

④ ISSB公開草案での「経営者による説明」の言及箇所

- ISSBのS1基準公開草案では、「経営者による説明」が財務諸表を補完するという位置づけを踏まえ、「経営者による説明」が一般目的財務報告の一部を構成する場合には、当該箇所にサステナビリティ関連財務開示を含めることが出来るとしている。

公開草案：73項

73: 企業に適用される規制又はその他の要求事項に従うことを条件に、一般目的財務報告の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するためのさまざまな場所が考えられる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明（management commentary）が企業の一般目的財務報告の一部を構成している場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、企業の財務諸表を補完するものである。経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた（affect）要因、並びに企業の価値生成及びキャッシュ・フロー創出の能力に影響を与え得る要因についての経営者の洞察を提供する。経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる場合や、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある（経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、並びに戦略報告書など）。

結論の根拠：BC81項

BC81: 企業報告が法域ごとに異なっていることは認識されているが、「一般目的財務報告」という用語は財務諸表とサステナビリティ関連財務情報を含んでいる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明が一般目的財務報告の一部を構成している場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる場合や、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある（経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、並びに戦略報告書など）。経営者による説明（又は同等の文書）は、企業の財務諸表を補完するものであるため、要求されている開示の考え得る記載場所である。本公開草案は、報告書間の相互参照を所定の条件の下で認めることを提案している。例えば、財務諸表又は一般目的財務報告の他の部分への相互参照は、報告の明瞭性を低下させない限り容認される。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤ 両者の比較 (1) 主たる利用者

- 「経営者による説明」、ISSB基準公開草案のいずれも、想定している情報利用者は「概念フレームワーク」に則った者としており、相違はない。

経営者による説明：結論の根拠 BC41項

BC41 一部の基準設定主体及び他の機関は、特にサステナビリティ報告において、記述的報告書のより広い範囲の利用者を定めている。当審議会は、他の関係者も経営者による説明を有用と考える場合があることを認識している（例えば、従業員、政府機関及び一般大衆）。しかし、提案している経営者による説明の目的は、投資者及び債権者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている。「概念フレームワーク」の1.10項で説明しているように、一般目的財務報告書（経営者による説明を含む）は、主として他のグループに向けたものではないので、他のグループは他の情報又は追加的な情報を必要とする場合がある。

S1公開草案：1項

1. IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な企業の重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を企業に要求することにある。

S1公開草案：別紙A

Primary users of general purpose financial reporting (primary users) 一般目的財務報告の主要な利用者（主要な利用者）
現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤ 両者の比較 (2) 重要性

- 「経営者による説明」、ISSB基準公開草案において、重要性の定義は同一である。

経営者による説明：公開草案 12.4

12.4 情報に重要性がある可能性があるという兆候には、情報が次のいずれかであることが含まれる。

- (a) 主要事項に関連している。
- (b) 経営者が事業を管理するために使用している情報（例えば、企業の取締役会と議論した情報や、戦略の設定、資源の配分又は企業の業績の評価にあたって経営者が考慮した情報）から導き出されている。
- (c) 企業の資本市場とのコミュニケーション（例えば、投資者及び債権者に対するプレゼンテーション）に含められている。

経営者による説明：公開草案 付録A 定義集

重要性がある (Material)

経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある。

S1公開草案：56項

56. サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある (material)。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤ 両者の比較 (3) 企業価値 (1/2)

- 「経営者による説明」では「価値を創出する能力」について説明・定義をした上で、企業価値を「企業が自らのために創出する価値」と解釈している（※「企業価値」の定義は定義集に含まれない）

経営者による説明：公開草案 3.11

価値を創出する能力

3.11 本実務記述書 [案] において、「価値を創出する能力」とは、企業が自らのために、したがって投資者及び債権者のために、価値を創出し又は維持する能力を指す。一部の人は、企業が自らのために創出する価値を「企業価値」と呼んでいる。

経営者による説明：公開草案 付録A 定義集

価値を創出する (create value)

企業にとって（したがって、その投資者及び債権者にとっても）の価値を創出又は維持する。

企業の活動は、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を増大させるか又は維持する場合には、価値を創出する。

経営者による説明：結論の根拠 BC55項、BC56項

BC55 一部の記述的報告の要求事項及びガイドライン（サステナビリティ報告に適用されるものを含む）は、「価値創出」又は「企業価値」の概念を使用している。一部の利害関係者にとっては、「価値創出」は、キャッシュ・フローの生成についての企業の見通しに言及する場合よりも長期の時間軸を示唆している。

BC56 当審議会は、「価値創出」で意味しているのは、企業にとっての、したがって投資者及び債権者にとっての価値の創出であると説明することを提案している。当審議会が投資者及び債権者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てていることは、価値創出の概念が他の関係者（例えば、顧客、従業員又は社会全般）にとっての価値の創出を含んでいないことを意味する。ただし、他の関係者にとっての価値の創出又は破壊が、企業が自らのために価値を創出する能力に影響を与える可能性がある場合は別である。（以下、例示のため省略）

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤両者の比較 (3) 企業価値 (2/2)

- 一方、ISSB基準では「企業価値」を定義した上で、企業価値評価に不可欠な情報として、サステナビリティ関連財務情報を明示的に含めている。

S1公開草案：5項

- 5 企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。

S1公開草案：別紙A 定義集

Enterprise value (企業価値)

企業の総価値であり、企業の持分の価値（時価総額）及び純債務の価値の合計

Sustainability-related financial information (サステナビリティ関連財務開示)

一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値を評価する際に有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示（企業のガバナンス、戦略、リスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む）

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤ 両者の比較 (4) 開示構造 (全体)

- 経営者による説明は「主要事項」に焦点をあてた上で、「主要事項」に含まれる6つの内容領域に則って開示する構造を採用している。また、投資者及び債権者にとって重要性のある情報 (the information that is material) の多くが、主要事項に関する可能性が高いとしている。

経営者による説明：公開草案 4.7-4.8

- 4.7 第5章から第10章は、経営者による説明が次の主要事項（企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠な事項）に焦点を当てることを要求している。
- (a) 企業の事業モデルの主要な特徴—当該能力を根本から支えるもの
 - (b) 経営者の戦略の主要な側面—当該能力の維持及び開発に不可欠なもの
 - (c) 主要な資源及び関係—当該能力が根本的に依存するもの
 - (d) 主要なリスク—当該能力を根本的に阻害するもの
 - (e) 外部環境における主要な諸要因及びトレンド—当該能力に根本的に影響を与えたか又は根本的に影響を与える可能性のあるもの
 - (f) 企業の財務業績及び財政状態の主要な側面—当該能力の理解に不可欠であるもの
- 4.8 主要事項は企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠であるので、投資者及び債権者にとって重要性がある情報 (the information that is material) の多くは、主要事項に関するものである可能性が高い。

経営者による説明：公開草案 付録A 定義集

主要事項 (key matter)

企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項

重要性がある (Material)

経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある。

(資料) IFRS財団 IFRS実務記述書 公開草案「経営者による説明」(2021年5月)

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] (2022年3月) より経済産業省作成

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤両者の比較 (4) 開示構造 (全体)

- ISSB公開草案では企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある (material) 情報を開示しなければならないとした上で、「サステナビリティ関連財務情報」を4つの「コア・コンテンツ (TCFD準拠)」に則って開示する構造を取っている。
- ただし、「経営者による説明」において「重要性がある (Material)」が定義されている一方で、ISSB公開草案では情報開示の判断における「重大な (significant)」の定義は含まれない。

S1公開草案：2項、11項

- 2 報告企業は、企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある (material) 情報を開示しなければならない。重要性 (materiality) の評価は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な情報の文脈で行わなければならない。
- 11 IFRSサステナビリティ開示基準が他に容認又は要求している場合を除き、企業は以下に関する開示を提供しなければならない。
 - (a) ガバナンス—企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続
 - (b) 戦略—短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略に影響を与える(affect)可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ
 - (c) リスク管理—企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス、並びに
 - (d) 指標及び目標—サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理及びモニタリングするために用いられる情報

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤両者の比較 (4) 開示構造 (個別)

- 経営者による説明は内容領域毎に、開示目的・焦点を当てる情報・指標について定性的な情報を示した上で、重要性がある可能性のある情報の例を別途明示している。

経営者による説明：公開草案 5.5-5.11（事業モデルの例）

開示目的

- 5.5 経営者による説明は、企業の事業モデルがどのように価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのかを投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供しなければならない。
- 5.6 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。
- (a) 企業の事業モデルが価値の創出及びキャッシュ・フローの生成において、どれだけ有効であるか（以下、(c) 迄記載）
- 5.7 企業の事業モデルに関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない。
- (a) 企業の営業の範囲、性質及び規模（以下、(c) 迄記載）

企業の事業モデルの主要な特徴

- 5.8 経営者による説明は、企業の事業モデルの主要な特徴に焦点を当てなければならない。主要な特徴とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を根本から支える特徴である。
- 5.9 経営者が主要なものとして識別する企業の事業モデルの特徴には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 顧客に対する企業の価値の提案を支える特徴—例えば、製品開発（企業の製品基盤の頻繁な更新に依拠する事業モデルの主要な特徴となり得る）や販売後のサービスの質（顧客維持に依拠する事業モデルの主要な特徴となり得る）（以下、(d) 迄記載）

指標

- 5.10 企業の事業モデルに関する重要性がある情報は、経営者が当該モデルの主要な特徴をモニターし当該特徴の管理における進捗度を測定するために使用している指標を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 企業の営業の規模—例えば、生産能力又は生産量（以下、(d) 迄記載）

重要性がある可能性のある情報の例

- 5.11 第15章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、企業の事業モデルに関する情報の例を示している。

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤両者の比較 (4) 開示構造 (個別)

- ISSB公開草案では、4つのコア・コンテンツ毎に開示目的とそれを達成するために必要な情報を提示。また、「指標」については他のISSB基準（業種別基準）を参照する形式をとる。S2（気候関連開示）の公開草案ではSASBをベースとして業種別の具体的な指標が示されている。

S1公開草案 14項、15項（戦略の例）

- 14 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることにある。
- 15 この目的を達成するため、企業は以下の情報を開示しなければならない。
 - (a)短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会（第16項から第19項参照）
(これ以降、(e)まで15項に列挙、16項以降で各項目について説明)

S1公開草案：27項、28項（指標）

- 27 指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることにある。これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように企業のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。
- 28 指標には、該当するその他のIFRSサステナビリティ開示基準において定義された指標、第54項で識別されたその他の情報源から識別された指標及び企業自身が開発した指標が含まれる。
(→S2（気候基準）で業種別に具体的に示されている)

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係

⑤両者の比較 (4) 開示構造 (ガバナンス)

- 経営者による説明はガバナンス事項について、ガバナンスは通常は国内法で規制されていることを勘案して、包括的又は詳細な報告を求めている。
- このため、ISSB公開草案が「4つの柱」に含めている構造とは大きく異なる。

経営者による説明：公開草案 別紙B12項

B12 経営者による説明は、企業のガバナンスのいくつかの側面及び影響についての洞察を提供する場合がある。例えば、何らかの洞察が、戦略についての経営者の記述、主要事項の管理における進捗度についての情報、又はインセンティブ制度のために使用されている指標と経営者の戦略の実行における進捗度のモニタリングのために使用されている指標との間の差異に関する情報から、得られる場合がある。投資者及び債権者は、企業の資源についての経営者の受託責任を評価するために、そうした情報を必要とする可能性がある。しかし、本実務記述書【案】は、企業のガバナンスについての包括的又は詳細な報告を要求していない。ガバナンスは通常は国内法で規制されており、国内法は企業がガバナンスに関する具体的な情報を提供することも要求している場合がある。

S1公開草案：11項

11 IFRSサステナビリティ開示基準が他に容認又は要求している場合を除き、企業は以下に関する開示を提供しなければならない。

- (a) ガバナンス—企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続
- (b) 戦略—短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略に影響を与える(affect)可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ
- (c) リスク管理—企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス、並びに
- (d) 指標及び目標—サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理及びモニタリングするために用いられる情報

1. 経営者による説明とISSB公開草案の関係
2. **S1基準案別添C（有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性）と概念フレームワークの関係**

2. S1基準案 付録Cの位置づけ

- ISSBの公開草案では、「財務報告に関する概念フレームワーク」（以降「概念フレームワーク」）に相当するフレームワークを、サステナビリティ基準独自では作成しない一方、付録Cに「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」を、IFRS概念フレームワークの「有用な財務情報の質的特性」に対応するものとして、含めている。
- 付録Cは「提案の不可欠な一部」として位置づけられている。

公開草案：36項

36 サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、それは関連性があり、かつ、表現しようとしている対象を忠実に表現しなければならない。これらは基本的な質的特性である。有用性は、情報に比較可能性があり、検証可能性があり、適時性があり、かつ理解可能性があれば、補強される。付録 C は、有用な情報の特性を示している。

結論の根拠：BC60項

BC60 当財団には、サステナビリティ関連財務情報に直接的に適用される別個の概念フレームワークはない。本公開草案における提案には、付録 C に示されている、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関するガイダンスが含まれている。このガイダンスは本提案の不可欠の一部である。当該特性は、IASB が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）に適応したものであり、一般目的財務報告の中のすべての報告（サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の両方）が利用者の意思決定に有用となるようにすることが意図されている。これを含めたのは、サステナビリティ関連財務情報の作成において企業を支援するための情報を提供するためでもある。

2. S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

①全体像

- 両者の間では、サステナビリティ情報が持つ特性から、いくつかの領域において相違点がある。
(ハイライトしている領域が相違点のある領域)

項目	ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
はじめに	C1-C2	2.1-2.3
有用な財務情報の質的特性	C3	2.4-2.5
目的適合性	C4-C7	2.6-2.10
重要性	C8	2.11
忠実な表現	C9-C15	2.12-2.18
基本的な質的特性の適用		2.20-2.22
補強的な質的特性・総論	C16	2.23
比較可能性	C17-C20	2.24-2.29
検証可能性	C21-C24	2.30-2.32
適時性	C25	2.33
理解可能性	C26-C33	2.34-2.36
補強的な質的特性の適用		2.37-2.38

(資料) IFRS財団「財務報告に関する概念フレームワーク」(最終改訂: 2018年3月)

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] (2022年3月) より経済産業省作成

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

① 忠実な表現

- ISSB基準では“経済現象” と法的形式との関連性について言及した部分が削除されている。
- 完全性について、ISSB基準では「完璧は達成で可能としても稀」の一分が削除され、完全な描写を求める範囲に4つの柱（戦略・リスクマネジメント・ガバナンス・指標と目標）が入る点を明記

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C9 サステナビリティ関連財務情報は、経済現象を言葉と数字で表現するものである。有用であるためには、情報は関連性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない</p>	<p>2.12 財務報告書は、<u>経済現象</u>を言葉と数字で表現するものである。有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない。<u>多くの状況においては、経済現象の実質と法的形式は同じである。それらが同じでない場合には、その法的形式のみに関する情報の提供は経済現象を忠実に表現しないことになる(例えば、4.59項から4.62項参照)。</u></p>
<p>C10 忠実な表現であるためには、描写に完全性があり、中立性があり、かつ無謬性を有するということである。一般目的財務報告の目的は、それらを最大限、最大化することにある</p>	<p>2.13 完璧に忠実な表現であるためには、描写は3つの特性を有する。それは完全で、中立的で、誤謬がないということである。<u>もちろん、完璧というものは仮に達成可能だとしても稀である。</u>当審議会の目的は、それらの特性を可能な範囲で最大化することである。</p>
<p>C11 サステナビリティ関連のリスク又は機会の完全性がある描写には、主要な利用者が当該リスク又は機会を理解するために必要なすべての重要性がある (material) 情報が含まれる。<u>(企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会に対応して、企業の戦略、リスク管理及びガバナンスをどのように適応させたのか、また、目標設定及びパフォーマンスの測定のために識別された指標を含む)</u></p>	<p>2.14 完全な描写は、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報を含むものであり、これにはすべての必要な記述及び説明が含まれる。(以下、例示)</p>

(資料) IFRS財団「財務報告に関する概念フレームワーク」(最終改訂：2018年3月)

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] (2022年3月) より経済産業省作成

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

①忠実な表現（続き）

- 中立的な描写について、ISSB基準では目標や計画といった指標に野心的（Aspirational）なものが含まれるとした上で、中立的な議論には、野心的な目標と、その達成への困難要素の両方が含まれるとしている。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C12 サステナビリティ関連財務開示は中立性がなければならない。中立性がある描写は、情報の選択又は情報の開示に偏りが無い。情報は、当該情報が主要な利用者に有利な情報又は不利な情報に受け取られる可能性を増大させるための、歪曲、重視、強調、強調しないこと、又はその他の操作が行われていなければ中立性がある。中立性がある情報は、目的がない情報でも、行動に影響を与えない情報でもない。その反対に、関連性のある情報は、その定義により、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。</p>	<p>2.15 中立的な描写は、財務情報の選択又は表示に偏りが無い。中立的な描写は、財務情報が利用者に有利又は不利に受け取られる確率を増大させるための、歪曲、強調、重視、軽視、又はその他の操作が行われていない。中立的な情報とは、その情報に目的がないことや行動に影響しないことを意味しない。その反対に、目的適合性のある財務情報は、定義上、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。</p>
<p>C13 <u>サステナビリティ関連財務情報の一部（例えば目標又は計画）は野心的（aspirational）である。このような事項に関する中立性がある議論は、野心（aspiration）と、これらの野心（aspiration）を企業が達成することを妨げ得る要因の両方を扱う。</u></p>	<p>(対応規定なし)</p>

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

① 忠実な表現（続き）

- 忠実な表現に紐付く「正確性」について、ISSB基準では、サステナビリティ情報の「正確性」のトーンがその情報が持つ性質や特性に依存する旨を明示（概念フレームワークでは「見積り」を特記。）。その上で、見積りへの識別やアサーションの合理性等、概念フレームワークよりも詳細な説明を追加している。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C15 サステナビリティ関連財務情報は正確性を有しなければならない。情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確性を有することができる。<u>必要で実現可能な精密性の程度、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び扱っている事項の性質に依存する。</u>例えば、正確性は以下のことを要求する。</p> <p>(a) 事実に基づく情報に、重要性がある（material）誤謬がない。</p> <p>(b) 記述が精密である。</p> <p>(c) <u>見積り、概算及び予測が、そのようなものとして明確に識別されている。</u></p> <p>(d) 見積り、概算又は予測を作成するための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある（material）誤謬が生じておらず、当該プロセスへのインプットが合理的で裏付け可能である。</p> <p>(e) <u>主張（assertion）が合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。及び</u></p> <p>(f) <u>将来についての判断に関する情報が、当該判断及び判断に基づく情報の両方を忠実に反映している。</u></p>	<p>2.18 忠実な表現とは、すべての点で正確であることを意味するものではない。誤謬がないとは、その現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いられた手続が当該手続において誤謬なしに選択され適用されたことを意味する。この文脈においては、誤謬がないことはすべての点で完璧に正確であることを意味しない。例えば、観察可能でない価格又は価値の見積りは、正確であるとも、不正確であるとも判断できない。しかし、その見積りの表現は、その金額が見積りであるものとして明確かつ正確に記述され、その見積り手続の性質と限界が説明され、その見積りを作成するための適切な手続の選択と適用の際に誤謬が生じていない場合には、忠実な表現となり得る。</p> <p>2.19 財務報告書における貨幣金額が直接に観察できず、見積らなければならない場合には、測定の不確実性が生じる。合理的な見積りの使用は財務情報の作成の不可欠の一部であり、その見積りが明確かつ正確に記述され説明される場合には、当該情報の有用性を損なうものではない。たとえ測定の不確実性のレベルが高くても、そうした見積りが有用な情報を提供することを妨げるものではない</p>

（資料）IFRS財団「財務報告に関する概念フレームワーク」（最終改訂：2018年3月）

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]（2022年3月）より経済産業省作成

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

②比較可能性

- ISSB基準ではサステナビリティ関連財務開示は重要な情報を省略することなく比較可能性を高める方法で提供する旨、項目立てされている（この点、概念フレームワークでは明示が無い）
- 一方で、概念フレームワークに規定されている、基本的な質的特性の充足により一定の比較可能性が担保される旨、1つの事象に複数の開示を認めることが比較可能性を低下させる旨の記載はISSB基準には含まれていない。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
C18 <u>サステナビリティ関連財務開示は、重要性がある（material）情報を省略することなく、比較可能性を高める方法で提供されなければならない。</u>	(該当なし)
(該当なし)	<u>2.28</u> ある程度の比較可能性は、基本的な質的特性の充足により達成できる可能性が高い。目的適合性のある経済現象の忠実な表現は、おのずと、他の報告企業による類似の目的適合性のある経済現象の忠実な表現とのある程度の比較可能性はあるはずである。
(該当なし)	<u>2.29</u> 1つの経済現象を複数の方法で忠実に表現することができるとしても、同じ経済現象について代替的な会計処理方法を認めることは、比較可能性を低下させる。

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

③ 検証可能性

- 概念フレームワークは、確信させる（= assure）という言葉を使っている一方、ISSB基準ではサステナビリティ情報の検証可能性について、確信させる（= give confidence）と表現したうえで、情報そのもの、もしくはそのインプットを裏付けできれば「検証可能」といえる旨を追加で示している。（なお、「検証可能性」という言葉の意味自体は同じ文脈で説明されている）

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C21 検証可能性は、その情報に完全性があり、中立性があり、かつ正確性があることを<u>投資者及び債権者に確信を与える（give investors and creditors confidence）</u>のに役立つ。<u>情報は、その情報自体又はそれを導き出すために使用したインプットのいずれかを裏付けることが可能であれば、検証可能性がある。検証可能性を有する情報は、検証可能性を有しない情報よりも主要な利用者にとって有用である。</u></p>	<p>2.30 検証可能性は、その情報が表示しようとしている経済現象を忠実に表現していることを<u>利用者に確信させる（assure）</u>のに役立つ。検証可能性は、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。数量化された情報が検証可能であるためには、ある一点の見積りである必要はない。考え得る金額の範囲とそれに関連した確率も検証可能である。</p>
<p>C22 検証可能性は、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。数量化された情報が検証可能性を有するためには、点推定値（a single point estimate）である必要はない。考えられる金額の範囲とそれに関連する確率もまた、検証可能性を有する。</p>	

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

③ 検証可能性（続き）

- その上で、検証可能性を高めるための取組として、事業や外部環境に関する情報、見積もりや概算の作成基礎となる情報等の提供が例示されている。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p><u>C23</u> <u>サステナビリティ関連財務開示は、それらの検証可能性を高める方法で提供されなければならない。検証可能性は、例えば、以下のようにして高めることができる。</u></p> <p><u>(a) 企業の事業、他の事業、又は外部環境に関して、主要な利用者が利用可能な他の情報と比較することで裏付けられる情報を含める。</u></p> <p><u>(b) 見積り又は概算を算定するために使用したインプット及び計算方法に関する情報を提供する。及び</u></p> <p><u>(c) 企業のボード、ボードの委員会（又は同等の機関）がレビューし、合意した情報を提供する。</u></p>	<p>概念フレームワーク (対応規定なし)</p>

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

③ 検証可能性（続き）

- また、将来予測情報を含む場合には、戦略や事業計画、リスク分析による裏付けによる説明が有益となる点を指摘しており、概念フレームワークより踏み込んだ記載をしている。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C24 サステナビリティ関連財務開示の一部には、説明又は将来予測的情報の形をとるものがある。<u>それらの開示は、例えば、事実に基づいた戦略、計画及びリスク分析を忠実に表現することで裏付けることができる。</u>投資者及び債権者がこのような情報を使用すべきかどうかを決定するのに役立つため、企業は、当該情報の基礎となっている仮定及び情報の作成方法について、その情報が企業の実際の計画又は決定を反映していることを検証する証拠を提供する他の要因とともに記述しなければならない。</p>	<p>2.32 説明や将来予測的財務情報の中には、将来の期間まで検証が可能でないものもある。利用者がその情報を利用したいかどうかを判断することに役立つために、通常、基礎となる仮定、情報の収集方法、及びその情報の根拠となる他の要因及び状況を開示することが必要である。</p>

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

④理解可能性

- ISSB基準では理解可能性について、簡潔な（Concise）な記載に必要なポイントを記載しているほか、表やグラフの採用も一定の有用性があることを示唆している。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p>C26 サステナビリティ関連財務開示は、明瞭かつ簡潔でなければならない。サステナビリティ関連財務開示が簡潔であるためには、次のことが必要となる。</p> <p>(a) <u>企業に固有ではない一般的な（generic）情報（「定型文」と呼ばれることがある）を避ける。</u></p> <p>(b) <u>一般目的財務報告における情報の繰り返し（関連する財務諸表においても提供される情報との不必要な繰り返しを含む）を避ける。かつ</u></p> <p>(c) <u>明瞭な言葉、並びに、明瞭に構成された文及び段落を使用する。</u></p>	<p>2.34 情報は、分類し、特徴付けし、明瞭かつ簡潔に表示することによって、理解可能となる。</p>
<p><u>C27</u> 開示の最も明瞭な形式は、情報の性質に応じて決まるものであり、時には、<u>説明的な文言に加えて、表、グラフ又は図表を含む場合がある。グラフ又は図表を使用する場合、重要性がある（material）詳細が覆い隠されたりすることを避けるために、追加的な文言又は表が必要となる場合がある。</u></p>	<p>(対応規定なし)</p>

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

④理解可能性（続き）

- このほか、変更のある情報と変更のない“常態”の情報の区別や、重要な情報のみを含む旨の言及もされている

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<p><u>C28</u> 報告期間内の進展に関する情報を、ある期間から次の期間まで変化しない、又は変化が少ない「常態」の情報と区別することで、さらに明瞭性が高まる場合がある。例えば、前回の報告期間から変化した企業のサステナビリティ関連のガバナンス及びリスク管理のプロセスの特徴を別個に記述することなどが挙げられる。</p>	(対応規定なし)
<p><u>C29</u> 開示は、それが重要性がある（material）情報のみを含む場合に簡潔である。重要性がない（immaterial）情報が含まれる場合、重要性がある（material）情報を覆い隠すことを避ける方法で提供されなければならない。</p>	(対応規定なし)

2.S1基準案 付録C と概念フレームワークの比較

④理解可能性（続き）

- また、サステナビリティ関連財務情報開示の完全性・明瞭性・比較可能性は首尾一貫した開示の元で成り立つことに触れた上で、関連情報が適切に表示され、財務情報と関連付けることが出来る方法で提供することが必要な点を記載している。

ISSB・S1基準案 付録C	概念フレームワーク
<u>C31</u> <u>サステナビリティ関連財務情報開示の完全性、明瞭性、比較可能性は、全体的な一体として表示される情報にすべて依存している。サステナビリティ関連財務開示が一体性を有するためには、そのような情報は、文脈及び関連する情報間の関係を説明する方法で表示されなければならない。</u>	(対応規定なし)
<u>C32</u> <u>一般目的財務報告の一部として記載されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が、他の部分における開示された情報と関係（implications）がある場合、企業は、利用者がそれらの関係（implications）を評価するために必要な情報を含めなければならない。</u>	(対応規定なし)
<u>C33</u> <u>また、一体性は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を利用者が企業の財務諸表における情報と関連付けることができるような方法で情報を提供することを企業に要求する。</u>	(対応規定なし)